

要請述語文において選択される 補文標識「こと(を)」, 「よう」

渡 辺 ゆかり

1. はじめに

「命じる」, 「頼む」等, 誰かにある行為を要請することを表す述語動詞は「の(を)」, 「こと(を)」, 「よう」, 「と」といった補文標識を選択するが, これらの補文標識の中で, 「の(を)」と「こと(を)」の使い分けについてはすでに渡辺(1995)^{注1}にその論究がある。

しかし, 渡辺(1995)では, 「と」は, 補文末に「(し)なさい」, 「(し)てくれ」等の命令, 要求を表すモダリティ形式を必要とするという点において他の三つの補文標識とは性格を異にするとし, 考察の対象から除外されている。

また, 「よう」は次の(1)のように知的意味を損なわずして「こと(を)」との交換が可能な場合もあるが, ヲ格を形成することができないという点で「の(を)」, 「こと(を)」とは性格を異にするとし, やはりこれも考察の対象から除外されている。

- (1) a. 母は 私に 食事を作る コトヲ 命じた。
b. 母は 私に 食事を作る ヨウ 命じた。

確かに, (1a) と (1b) の補文標識では形態論的には明らかに相違が認められる。しかし, (1a), (1b) の補文標識の形態論的な相違と意味論的な相違とが如何なる関係にあるのかについては, 未だ何の言及も見られない。

さらに, 「こと(を)」は要請を表す述語動詞のとり補文中に如何なる成分が含まれるかまたは補文中の動詞が如何なる動詞であるかにより許容度が変化するが, 筆者の管見する限り未だこのような言語事実の指摘及びそれについての論及も見られない。

本稿は、「こと(を)」の選択を制約する言語事実が統語論的に如何なるものであり、意味論的には何に起因するものであるかについて考察することを目的とする。

2. 補文内容から見た「こと(を)」の制約

要請を表す述語動詞の選択する「こと(を)」は、補文中に如何なる成分が存在する場合に許容度が低くなるのであろうか。

ここでは、要請述語動詞の中から比較的多種類の統語論的な環境によって「こと(を)」の選択の制約される様子を窺うことのできる「命じる」という動詞を主に取り上げ、その統語論的な環境が如何なるものであるかについて見ていく。3節では、本節で提示された「こと(を)」の選択を制約する統語論的な環境に対して意味論的にどのような解釈を与えることが可能であるかについて論じ、そこで提示された意味論的な解釈が他の要請述語動詞の場合にも該当するかどうかを4節で検討することとする。

2.1. 「命じる」

2.1.1. 従属節を含まない補文

2.1.1.1. 補文末形式

まず、補文の文末形式について見てみると、補文末に現れる助動詞のうち「ない」という助動詞が現れた場合は、次の(2b)、(3b)が示すように「こと(を)」が許容されない。

- (2)a. 母は 私に 玉葱を炒める コトヲ/ヨウ 命じた。
 b. 母は 私に 玉葱を炒めない *コトヲ/ヨウ 命じた。
- (3)a. 母は 私に 食事を作る コトヲ/ヨウ 命じた。
 b. 母は 私に 食事を作らない *コトヲ/ヨウ 命じた。

2.1.1.2. 格

次に、補文中に存在する格について見てみると、通常、補文の述語の表す行為

の動作主を表す格は補文中に現れないが、次の(4b), (5b)の示すように敢えて「ガ格」を入れることも全く不可能であるわけではない。しかし、この場合は「こと(を)」は許容されない。

- (4) a. 母は 私に 買物に行く コトヲ/ヨウ 命じた。
- b. 母は 私に 私が買物に行く *コトヲ/ヨウ 命じた。
- (5) a. 先生は 太郎に 班長をする コトヲ/ヨウ 命じた。
- b. 先生は 太郎に 太郎が班長をする *コトヲ/ヨウ 命じた。

2.1.1.3. 品詞

また、要請述語動詞は、通常、モダリティ成分のひとつとされている「だけ」, 「も」, 「は」といった副助詞の含まれる補文をとることも可能であるが、(6b), (6c), (6d)の示すように「こと(を)」の許容度は低くなる。また、いずれの副助詞が含まれるかによって許容度に差が生ずる。

- (6) a. 母は 私に 玉葱を炒める コトヲ/ヨウ 命じた。
- b. 母は 私に 玉葱だけ炒める ?コトヲ/ヨウ 命じた。
- c. 母は 私に 玉葱も炒める ??コトヲ/ヨウ 命じた。
- d. 母は 私に 玉葱は炒める *コトヲ/ヨウ 命じた。

さらに、「副助詞」と同様、やはり通常、モダリティ成分のひとつとされる副詞の中で補文の述語動詞の表す行為の絶対性を表す副詞や行為の仕方を規定する状態副詞が補文中に存在する場合も(7b), (8b)の示すように「こと(を)」の許容度は低くなる。

- (7) a. 私は 弟に 仕事を手伝う コトヲ/ヨウ 命じた。
- b. 私は 弟に 必ず仕事を手伝う *コトヲ/ヨウ 命じた。
- (8) a. 私は 娘に お使いに行く コトヲ/ヨウ 命じた。
- b. 私は 娘に さっさとお使いに行く ??コトヲ/ヨウ 命じた。

2.1.1.4. 補文の述語動詞

2.1.1.3までは、補文中に如何なる文法的要素が存在するかによって「こと(を)」の許容度が低くなることを見てきた。しかし、次の(9)、(10)の示すように補文中の述語動詞が如何なる動詞かによっても「こと(を)」の選択は制約される。

- (9) a. 母は 私に 玉葱を炒める コトヲ/ヨウ 命じた。
 b. 母は 私に 玉葱を食べる ?コトヲ/ヨウ 命じた。
 (10) a. 母は 私に 食事を作る コトヲ/ヨウ 命じた。
 b. 母は 私に 食事をすます ?コトヲ/ヨウ 命じた。

2.1.2. 従属節を含む補文

2.1.1では従属節を含まない補文について見てきたが、(11b)–(11k)の示すように要請述語動詞は従属節を含む補文をとることも可能である。

しかし、この場合にも「こと(を)」の選択に制約が働く。また、如何なる従属節を含むかによって許容度に差が生ずる。

比較的許容度の高いと思われるものから順に並べると(11a)–(11k)のようになる。

- (11) a. 私は 弟に 仕事を手伝う コトヲ/ヨウ 命じた。
 b. 私は 弟に 自分の仕事をやめて仕事を手伝う ?コトヲ/ヨウ 命じた。
 c. 私は 弟に 暇な時に仕事を手伝う ?コトヲ/ヨウ 命じた。
 d. 私は 弟に 自分の仕事が終わってから仕事を手伝う ?コトヲ/ヨウ 命じた。
 e. 私は 弟に 自分の仕事が終わったら仕事を手伝う ?コトヲ/ヨウ 命じた。
 f. 私は 弟に よく注意して仕事を手伝う ??コトヲ/ヨウ 命じた。
 g. 私は 弟に よく注意しながら仕事を手伝う ??コトヲ/ヨウ 命じた。
 h. 私は 弟に 暇なら私の仕事を手伝う *コトヲ/ヨウ 命じた。

- i. 私は 弟に 悪いけど仕事を手伝う *コトヲ/ヨウ 命じた。
- j. 私は 弟に 手が足りないから仕事を手伝う *コトヲ/ヨウ 命じた。
- k. 私は 弟に 手が足りないので仕事を手伝う *コトヲ/ヨウ 命じた。

「～て」の形をとり、継起的な動作を表す従属節が補文中に現れている (11b) は、比較的許容度が高い。また、(11c)–(11e) の「時」を示す従属節も (11b) と同様に比較的「こと(を)」の許容度が高い。

(11f) と (11g) は南(1974)のA類に属する従属節であり、南の言う「大体動作のようす、しかたなどを表わすもので、いわゆる状態副詞に似た意味を持っている」ものであって許容度が低い。

一方、仮定条件を表す「ナラ」が現れている (11h) と、逆接の「ケド」が現れている (9i) と、原因・理由を表す「カラ」が現れている (11j) と、同じく原因・理由を表す「ノデ」が現れている (9k) は「こと(を)」を全く許容しない。

2.2. 「頼む」

「頼む」という述語動詞の選択する「こと(を)」もまた、「命令する」の場合と同様な統語論的環境によってその選択が制約されるが、「頼む」はこの他次のような要因によっても「こと(を)」の選択が制約される。

2.2.1. 補文末の補助動詞

「命じる」という動詞は次の (12b) が示すように補助動詞「くれる」で終る補文をとることができない。一方、「頼む」という動詞は (12d) が示すように「くれる」で終る補文をとることも可能であるが、この場合、「よう」を選択することはできるが「こと(を)」を選択することはできない。

- (12) a. 私は 弟に 仕事を手伝う コトヲ/ヨウ 命じた。
- b. *私は 弟に 仕事を手伝ってくれる コトヲ/ヨウ 命じた。
- c. 私は 弟に 仕事を手伝う コトヲ/ヨウ 頼んだ。
- d. 私は 弟に 仕事を手伝ってくれる *コトヲ/ヨウ 頼んだ。

2.2.2. 当為性

渡辺(1995)では、「主格の人物は二格の人物が補文の表す行為を遂行することをどの程度当然のこととしてみなしているか」という「当為性」のパラメータから(13a)–(13c)のような言語事実が説明されている。そして「当為性」が低く、補文の表す行為の実現が二格の人物の意志に大きく依存している場合には「こと(を)」の選択が制約されるとしている。

- (13) a. 花子は 娘に 大学へ進学する コトヲ/ヨウ 命じた。
 b. 花子は 娘に 大学へ進学する ?コトヲ/ヨウ 頼んだ。
 c. 花子は 娘に 食事を作る コトヲ/ヨウ 頼んだ。

しかし、「注意する」という述語動詞を用いた次の(14)では、補文の表す「約束の時間を守る」という行為は「花子」によって「太郎」が当然行うべき行為であるとみなされている。「当為性」の高い行為であるにもかかわらず、「こと(を)」を選択することができない。

- (14) 花子は 太郎に 約束の時間を守る *コトヲ/ヨウ 注意した。

(14)のような言語事実をも説明可能にするためには、「当為性」に優先するパラメータの存在が必要とされるが、これはいったいどのようなパラメータなのであろうか。

3. 「こと(を)」の許容度を左右する意味論的要因

2節では、「こと(を)」の選択を制約している要因が如何なるものであるかについて主に統語論的な側面から考察してきた。ここでは、「こと(を)」の選択を制約する意味論的要因が如何なるものであるかについて、2節で提示された言語事実を基に考察を進めていく。

3.1. 「ない」

補文が「ない」という否定形式で終る要請述語文の場合、「ない」は「禁止」

を表すが通常「ない」は「否定」を表すものとされている。太田(1980)^{註3}は否定と肯定の語用論的な相違について次のように述べている。

否定が用いられるのは通例、それに相当する肯定が既に話題になっているか、あるいは想定されるような場合であるのに対し、肯定は全く新しい情報を伝えるのにも用いられるという点において、否定と肯定とは語用論的に不均衡である。スローガンの表現をとれば、否定は肯定を予想するが、逆は必ずしも真でないということである。換言すれば、否定の方が、肯定よりも、文脈に要求される条件がきびしくなり、従って分布が制限されるということである。形態上のみならず、以上のような観点からも、肯定は無標(unmarked)で、否定は有標(marked)であるといえよう。(太田 1980:274)

太田のいう「否定の方が、肯定よりも、文脈に要求される条件がきびしくなり、従って分布が制限される」とは、例えば「あの人は山田さんではありません。」のような否定表現が語用論的に適切に用いられているとされるのは「あの人は山田さんである。」という肯定命題が会話の参加者間で話題にされている場面だけに制約されるということである。

太田の否定に関するこのような語用論的分析を「禁止」の場合に援用すると、「禁止」が語用論的に適切に遂行されるのは、禁止される者が禁止される以前に禁止される行為の遂行を意図している可能性が高い場面に制約される、ということができる。

このことを(2b)に当てはめて考えてみると、(2b)の「命じる」という行為が語用論的に適切に遂行されたとみなされるためには、「母」は「命じる」という行為の遂行に際し、「私」が「玉葱を炒める」という肯定命題の表す行為を意図している可能性が極めて高い、と想定していなければならないことになる。もし、「私」がこのような行為の遂行を意図していないことが明らかであるならば、「母」がわざわざ「玉葱を炒めない」ことを「私」に「命じる」必要はないからである。

一方、「ない」で終らない補文をとる(2a)の場合、「母」が「命じる」という行為の遂行に際して、「私」が「玉葱を炒めない」という否定命題の表す行為

を意図している可能性が高い、と想定しているとは断言できない。

なぜなら「私」が意図的に「玉葱を炒めない」よう努めなくとも、結果的には「私が玉葱を炒めない」という否定命題の表す事態は成立するからである。つまり、「私」は「玉葱を炒める」ことを意図してはいないが、だからといって「玉葱を炒めない」ことを意図しているとは限らないのである。

ただし、次の(15)が示すように「私」が「玉葱を炒める」こと以外の行為を意図していると「母」が想定していることがセンテンスから明らかな場合には「こと(を)」を選択することができない。

- (15) 母は私が長葱を炒めようとしたので、私に 玉葱を炒める *コトヲ/ヨ
ウ 命じた。

以上のような考察から、次のような仮説が導かれる。

「こと(を)」の選択の制約に関する仮説

主格の人物が主文の述語動詞に示す要請行為の遂行に際し、二格の人物が補文の表す行為とは異なる行為の遂行を意図しているまたはその可能性が高い、と想定していることがセンテンスから明らかな場合、「こと(を)」の選択が制約される。

以下、3.2から順にこの仮説が妥当であるかどうか検証していく。

3.2. ガ格

補文の表す行為の遂行者は主文における二格の人物と一致するが、通常その人物は補文中においては明示されない。これは、意味的に、被要請者である二格の人物と要請される行為の遂行者が常に一致することに起因するものとみなされる。

しかし、(4b), (5b) が示すように要請される行為の遂行者をガ格の形を以て補文中に明示することも不可能なわけではない。

ただし、この場合は本来明示する必要のない要請される行為の遂行者をガ格で明示することにより、久野(1973)のいう「総記のガ」^{註4}の意味合いが生じてくる。

例えば、(4)では、「母」は「私」が「私以外の人物が買物に行き、私は買物に

行かない」ことを意図している可能性が高いものと想定し、「私以外の人物が買物に行く」という「私」の想定を排除するために敢えて「ガ格」を用いて補文の表す行為の遂行者が「私」であることを明示したものと考えられる。

従って、ここでも、主格の人物は主文の述語動詞の示す要請行為の遂行に際して、二格の人物は補文の表す行為とは異なる行為の遂行を意図している可能性が高い、と想定していることが、補文中の「ガ格」の存在から明らかである。故に、「こと(を)」を選択することができないのである。

3.3. 副助詞

寺村(1986)^{注5}は副助詞の機能について次のように述べている。

この種の助詞の機能は、文中のある部分に付いてその部分を際立たせ、その結果生じる影の存在を暗示し、その「影」との対比によって、その文の表すコトに特別の意味をもたせることにある。(寺村 1986:260)

然らば、(6b)–(6d)の補文で、対比させられている「影」とはいったいどのようなものであろうか。そして、この「影の意味」は「こと」の選択にどのような影響を及ぼしているのであろうか。

まず、(6b)では、「玉葱」の後に「だけ」が現れると、「玉葱以外のものは炒めてはいけない」という「影の意味」が生ずるが、何故「母」は、わざわざ「炒めるもの」を「だけ」を用いて「玉葱」に限定したのであろうか。

この場合、いろいろな理由が考えられるが、そのひとつとして、「母」は「私」が「玉葱以外のものも炒める」ことを意図している可能性が高いと想定して、「だけ」を用いて「炒めるもの」を「玉葱」に限定したと考えられる。

従って、(6b)で「こと(を)」の許容度がやや低いと判定されるのは、このような「だけ」がもつ「影の意味」からひとつの可能性として導かれる推論の影響によるものであるということができる。

次に(6c)であるが、「私」は何故「も」という副助詞を用いたのであろうか。

(6c)の場合、「も」が現れると、「私」は「玉葱以外のもの」については「炒める」ことを意図していたが「玉葱」については意図していなかった、という

「影の意味」がクローズアップされる。このような「影の意味」からは、「私」は予め「玉葱は炒めない」ことを意図していたという推論が容易に導かれる。

従って、(6c) の場合も (6b) と同様、このような「影の意味」からの推論により、「こと(を)」の選択が制約されるということが出来る。

さらに (6d) であるが、「母」は何故「は」という副助詞を用いたのであろうか。

(6d) の場合「は」が現れると、もともと「母」と「私」の間で「玉葱」及び「玉葱以外のもの」についてどうするべきかが問題になっていたという「影の意味」が生じてくる。そしてこのような「影の意味」から、「私」は「玉葱を炒める」か否かについてなんらかの決定が下されるまでは意図的に「玉葱を炒めない」つもりであるという推論が導かれる。

ただし、このような「は」がもたらす「影の意味」からの推論は、(6b)、(6c) の推論が比較的推論者の想像に依拠する側面が大きかったのとは異なり、唯一絶対的なものとして導かれる。

従って、(6d) では二格の人物である「私」が補文の表す行為とは異なる「玉葱を炒めない」ことを意図していることが、「は」という副助詞の存在から明らかである。従って、「こと(を)」は全く選択することができないのである。

3.3. 副詞句

(7b) が示すように補文中に「必ず」のような絶対性を表す副詞が現れると「こと(を)」を選択することができなくなる。

これもやはり、主格の人物が二格の人物に要請を行うに際し、二格の人物が補文の表す行為とは異なる行為の遂行を意図しているまたはその可能性が高い、と想定していることが「必ず」という副詞の存在から明らかであることに起因する。

例えば (7b) の場合、「私」は「弟」が「仕事を手伝う」ことを義務づけられているにもかかわらず「仕事を手伝わない」ことを意図している可能性が高い、と想定しているからこそわざわざ「必ず」という副詞を用いたのだということが出来る。

また、(8b) の場合も「私」は「娘」が「お使いに行く」ことを義務づけられ

ているにもかかわらず「なかなかお使いに行こうとしない」からこそ、「さっさと」という副詞を用いてその行為の遂行を促したものとみなされる。

従って、やはり(8b)でも、二格の人物である「太郎」は補文の表す行為とは異なる「さっさと買い物に行かない」という行為の遂行を意図している、と主格の人物である「花子」が想定していることは明らかである。それ故に、「こと(を)」の選択が制約されるのである。

3.4. 補文の述語動詞

「こと(を)」は補文中の動詞が如何なる動詞かによっても許容度が異なる。これは動詞の相違によって、「二格の人物が補文の表す行為とは異なる行為の遂行を意図しているまたはその可能性が高い、と主格の人物が想定している」という推論が導かれやすい場合とそうでない場合があるからである。

まず、(9)であるが、(9a)からは「私」が「玉葱を炒める」こと以外の行為の遂行を意図しているまたはその可能性が高い、と「母」が想定しているという推論は導きがたい。

一方、(9b)からは、「母」が補文の表す行為の遂行を「私」に「命じた」理由として「私」が玉葱嫌いで玉葱を食べないようにしているからというような推論が導かれやすい。

従って、この場合は二格の人物が補文の表す行為とは異なる行為の遂行を意図している、と主格の人物が想定していることになるので「こと(を)」の選択に制約が生ずるのである。

次に(10)であるが、(10a)からは、(10a)の時と同様、「私」が「食事を作る」こと以外の行為の遂行を意図しているまたはその可能性が高い、と「母」が想定しているという推論は導きがたい。一方、(10b)の表現からは、「母」が補文の表す行為の遂行を「私」に「命じた」理由として、「私」が何か他のことをしてなかなか食事をしようしないから、という推論が導かれやすい。従って、この場合は二格の人物が補文の表す行為とは異なる行為の遂行を意図している、と主格の人物が想定していることになるので「こと(を)」の選択に制約が生ずるのである。

3.5. 従属節

(11b)–(11k) の補文中の従属節の中で、継起的な動作を表す「～て」の形の従属節と時を示す (11c)–(11e) の従属節が補文中に現れた場合が最も「こと(を)」の許容度が高く、次が補文の表す行為の様子、仕方などを表す (11f), (11g) の従属節であり、条件や原因・理由などを表す (11h)–(11k) の従属節が現れた場合は「こと(を)」を選択することができないことはすでに 2.1.2 で述べた。何故このように従属節の如何により「こと(を)」の許容度に差が生ずるのであろうか。

まず、(11f), (11g) であるが、一般的な推論によれば、「私」は「弟」が「あまり注意しないで仕事を手伝う」ことを意図している可能性が高い、と想定して「よく注意して」または「よく注意しながら」という従属節を用いているものと考えられる。

従って、(11f), (11g) は、このような推論の働きにより、主格の人物は、二格の人物が補文の表す行為とは異なる行為の遂行を意図している可能性が高い、と想定しているものとみなされるので、「こと(を)」の選択にかなりの制約が加えられるのである。

次に、(11c), (11d) であるが、この場合 (11f), (11g) の時ほどには「私」に「二格の人物が補文の表す行為とは異なる行為の遂行を意図しているから」という推論が働かない。

つまり、このような従属節からは、二格の人物が補文の表す行為とは異なる行為の遂行を意図しているまたはその可能性が高い、と主格の人物が想定しているとは判定しがたいのである。

(11c), (11d) の方が (11f), (11g) よりも「こと(を)」の許容度が高いのは、このような理由によるものである。

一方、「こと(を)」を全く許容しない (11h)–(11k) の場合はどうであろうか。

(11b)–(11g) の場合は、従属節の存在により、主体が補文の表す行為とは異なった行為を意図しているという推論が働くことはすでに述べたが、(11h)–(11k) の場合は、そのような推論は特に働かないにもかかわらず、「こと(を)」は全く許容されない。つまり、これらの表現例に対しては本稿の仮説が有効に働かない

ことになるのであるが、ならばこれらの表現例はどのように説明すればよいのであろうか。

「こと(を)」が許容される(11b)–(11g)の補文中の従属節は、「仕事を手伝う」という行為の施行時点やその様式を規定しており、従属節を含む補文全体で、「私」が「弟」に求める行為が如何なる行為であるかを表している。また、これらの従属節は、このような意味的特徴から「仕事を手伝う」の部分に対して従属性が高く、独立性が低い節であるとみなされる。

これに対し、「こと(を)」の許容されない(11h)–(11k)の場合は、「私」が「弟」に求める行為が如何なる行為であるかを表している部分は従属節を除いた「仕事を手伝う」の部分だけであり、従属節の部分はこれらの部分とは異なる情報を提供している。従って、これらの従属節は、(11b)–(11g)とは逆に「仕事を手伝う」の部分に対して従属性が低く、独立性の高い節であるとみなされる。

従って、(11h)–(11k)の場合、「こと(を)」の選択を制約する要因は仮説にあるような「意図性」によるのではなくこのような従属節の従属性の低さ、換言すれば独立性の高さによるものと考えられる。このような要因が何故、「こと(を)」の選択を制約するのかについては、5節で論及することとする。

3.6. くれる

2.2.1で見たように、「命じる」という述語動詞は補助動詞「くれる」で終る補文をとることができない。一方、「頼む」は「くれる」で終る補文をとることも可能であるが、その際「よう」を選択することはできるが「こと(を)」を選択することはできない。

このような言語事実については2.2.2で提示した「当為性」というパラメータを用いることによって説明が可能となる。

(12c)と(12d)を比較してみると、(12d)の方は「くれる」の働きにより、主文における主格の人物と二格の人物に対して、単なる「要請者」と「被要請者」としての意味だけではなく「恩恵や利益を施される者」と「恩恵や利益を施す者」としての意味も加わる。このことは同時に、補文の表す行為の遂行が「恩恵や利益を施す者」という意味をもつ主文の二格の人物の意志に大きく依存しているこ

とを意味している。従って、「くれる」で終る補文の表す行為は極めて「当為性」の低い行為であるとみなされる。

従って、渡辺(1995)では、「頼む」という述語動詞について「当為性」が低い補文をとる場合に「こと(を)」の選択が制約されるとしたが、「くれる」で終る補文についてもこのように「当為性」が低い故に「こと(を)」の選択が制約されるということができる。

一方、(12b)が示すように「命じる」という述語動詞は何故「くれる」で終る補文をとることができないのであろうか。

「命じる」という述語動詞は、補文の表す行為が一般的に「当為性」が高いと認められるか、低いと認められるかに関わらず、語彙的に補文の表す行為を常に「当為性」の高い行為として位置付ける。一方、「くれる」で終る補文の表す行為は、すでに見たように「くれる」の語彙的な特性により「当為性」の低いものとして位置付けられる。

従って、「命じる」が「くれる」で終る補文をとった場合には、「当為性」の上で矛盾が生ずることとなるので、「命じる」という動詞は「くれる」で終る補文をとることができないのである。

3.7. 当為性

渡辺(1995)及び本稿3.6の分析より、「命じる」、「頼む」という述語動詞に限っては、「こと(を)」の選択の制約を「当為性」というパラメータから説明することができた。

しかし、2.2.2では「注意する」のような述語動詞の場合そのようなパラメータが有効に働かないことが示され、「当為性」に優先するパラメータの存在が示唆された。

ここで、このパラメータが如何なるものであるかが問題となるが、本節の3.1から3.6までの分析より「こと(を)」の制約に「主格の人物が要請行為を遂行するに際し、二格の人物が補文の表す行為と異なる行為の遂行を意図しているまたはその可能性が高い、と想定しているか否か」が大きく関与していることは明らかである。そこで、以下、このようなパラメータを便宜上「意図性」と呼ぶこと

とする。

また、二格の人物が補文の表す行為とは異なる行為の遂行を意図しているまたはその可能性が高い、と主格の人物が想定している場合は、「意図性：有」というパラメータ値をとるものとし、そうでない場合は「意図性：無」というパラメータ値をとるものとする。

これまでの考察により「意図性：有」というパラメータ値をとる場合に「こと(を)」の選択が制約されることは十分に証明された。

次の4節では、このような「意図性」のパラメータが「当為性」のパラメータに優先するものであることの証左として、要請述語動詞の中で、その動詞の意味素性に内在するパラメータ値によって「こと(を)」を選択することができないものについて考察する。

4. 「こと(を)」を選択することができない要請述語動詞

「説得する」, 「促す」, 「注意する」等の述語動詞は、(16)–(18)が示すように「よう」を選択することはできるが「こと(を)」を選択することはできない。

(16) 私は 太郎に 自首する *コトヲ/ヨウ 説得した。

(17) 私は 太郎に 先に帰る *コトヲ/ヨウ 促した。

(18) 私は 太郎に 約束の時間を守る *コトヲ/ヨウ 注意した。

これは、これらの述語動詞の意味素性に「意図性：有」というパラメータ値が内在されているからである。

まず、(16)であるが、「説得する」という行為は、「太郎」が「自首する気がない」, 「自首しないつもりでいる」からこそ、遂行される行為であるということが出来る。従って、主格の人物である「私」は「説得する」という行為を遂行するに際し、当然、二格の人物である「太郎」が補文の表す行為とは異なる行為すなわち「自首しないこと」を意図しているものとみなしている。

次に(17)であるが、「促す」という行為も、「太郎」が「帰らないで待っている」からこそ遂行される行為である。従って、主格の人物である「私」は「促す」と

いう行為を遂行するに際し、二格の人物である「太郎」が補文の表す行為とは異なる行為すなわち「帰らないこと」を意図しているものとみなしている。

さらに⑱であるが、この場合の「注意する」という行為は、先に見た「説得する」、「促す」とは異なり、「太郎」が予め補文の表す行為とは異なる行為の遂行を意図しているとみなされるからこそ遂行されるというような行為ではない。何故なら、⑱の場合、「注意する」という行為が遂行されたからといって、必ずしも主格の人物である「私」が、「太郎は故意に約束を破るつもりでいる」とみなしているとは限らないからである。

しかし、「私」は、「太郎は故意に約束を破るつもりでいる」とはみなしていない場合においても、「太郎」が不本意にも補文の表す行為の遂行を忘れて補文の表す行為とは異なる行為を遂行してしまう可能性は高いものとみなしていると推論される。

従って、「注意する」という述語動詞にもやはり「意図性：有」というパラメータ値が、意味素性に内在しているとみなすことができる。従って、「こと(を)」を選択することができないのである。

以下、ここで見てきた「説得する」、「促す」、「注意する」及び前節で取り上げた「頼む」、「命じる」の意味素性に内在するパラメータ値と選択可能な補文標識との関係を表にまとめると次のようになる。

要請述語動詞の意味素性に内在するパラメータ値と選択可能な補文標識

	説得する	促す	注意する	頼む	命じる
〈意図性〉	有	有	有	無	無
〈当為性〉	無	無	高	無	高
補文標識	「よう」	「よう」	「よう」	「よう」 「こと(を)」	「よう」 「こと(を)」

上記の表が示すように「説得する」、「促す」、「注意する」は「こと(を)」を選択することができない。これは「当為性」に優先する「意図性」のパラメータが「意図性：有」という値をとることに起因する。

一方、「頼む」、「命じる」はいずれとも動詞の意味素性の中に「こと(を)」の選択を制約する「意図性：有」または「当為性：低」のパラメータ値をとらない。従って、「こと(を)」の選択は述語動詞の意味素性に内在するパラメータ値からは制約されず代わりに補文に内在するパラメータ値から制約を受ける。

すでに見てきたように「命じる」は補文中に「意図性：有」のパラメータ値を導く要素が現れた場合に「こと(を)」の選択が制約される。また、「頼む」は一般的に「当為性：低」であるとされるような補文や「当為性：低」のパラメータ値を導く「くれる」で終る補文をとった場合に「こと(を)」の選択が制約される。

以上、「頼む」以外の要請述語動詞については、「こと(を)」の選択が「意図性：有」のパラメータ値によって制約されることが確認された。

しかしながら、「頼む」の場合も、「こと(を)」の選択が制約される補文を細かく分析するとやはり「意図性：有」のパラメータ値が働いていることがわかる。

例えば、(12d)の場合、「くれる」の働きにより補文を表す行為が二格の人物の意志に大きく依存した行為を表すことはすでに述べた。この事は同時にたとえ主格の人物が二格の人物に「頼む」という行為を遂行したとしても二格の人物が主格の人物の意に反して補文の表す行為とは異なる行為を意図する可能性の大きいことを物語っている。

また、(13b)の「大学に進学する」という行為は(13a)の「食事を作る」という行為とは異なり、「花子」に頼まれるか否かに関係なく「娘」がいずれ自分自身でその行為を遂行するか否かの決断をしなければならない行為である。従って「娘」が「花子」に頼まれる以前にすでに「大学に進学しない」ことを意図しているという可能性は比較的高い。

従って、「頼む」の場合もまた「意図性：低」というパラメータ値が「こと(を)」の選択の制約に働いているといえることができる。

5. まとめ

これまでの考察により、3節で提示された「主格の人物が主文の述語動詞の示

す要請行為の遂行に際し、二格の人物が補文の表す行為とは異なる行為の遂行を意図しているまたはその可能性が高い、と想定していることがセンテンスから明らかでない場合、『こと(を)』の選択が制約される。」という仮説の妥当性は証明された。

しかし、何故このような場合に「こと(を)」が制約されるのか、また3.5で指摘したように従属性が低く独立性の高い従属節の現れた場合に「こと(を)」の選択が制約されるのかについては触れてこなかった。

この二つの問題はどのように説明すればよいのであろうか。

要請述語動詞の示す要請行為というのは、その行為の中に少なくとも次の二つの行為が含まれていなければならない。ひとつは二格の人物に要請する行為が如何なる行為であるのかを伝える行為であり、残るひとつは二格の人物が要請された行為を行う気になるように二格の人物を仕向ける行為である。

「こと(を)」は要請行為の遂行にまつわるこの二つの行為のうち、前者と呼応して選択され、「よう」は後者と呼応して選択されるものと考えられる。

従って、「こと(を)」は二格に要請する行為が如何なる行為であるか、という伝達内容を示すので、それ以外の情報を含む従属節の存在する補文とは共起しないといえることができる。

また、「意図性：有」というパラメータ値がセンテンスから明らかでない場合は、その影響で、二格の人物が要請された行為を行う気になるように二格の人物を仕向けるという行為に焦点があてられるので「よう」が優先的に選択され、「こと(を)」の選択は制約されるのである。

以上で、本稿の要請述語動詞のとり「こと(を)」、「よう」の使い分けに関する考察を終えるが、本稿では、「こと(を)」、「よう」それ自体の語彙的な意味が如何なるものであるかについてまでは考察を深めることができなかった。今後は、「こと(を)」及び「よう」に関する他の用法についても分析、考察を進め、このような問題についても明らかにしていく。

注

1. 渡辺ゆかり 1995. 「命令を表す動詞の選択するヲ格補文と『の』, 『こと』」『ことばの科学第7号』名古屋大学言語文化学部言語文化研究委員会
2. 南不二男 1974. 『現代日本語の構造』大修館書店
3. 太田朗 1980. 『否定の意味<意味論序説>』大修館書店
4. 久野暉 1973. 『日本文法研究』大修館書店
久野(1973:27-35)は、総記のガについて「太郎が学生デス」という例を挙げ、話題となっている人物の中で、太郎だけは学生で他の人は学生でないことを意味している、としている。
5. 寺村秀夫 1986. 「『前提』『含意』と『影』」宮地裕編 『論集 日本語研究(→ 現代編)』明治書院

(わたなべ ゆかり * * *)